特集

事業承継と遺言

弁護士・家事調停委員:間瀬 まゆ子

		\exists
はし	ごめに 	41
1	遺言の種類	42
2	遺言の内容	43
3	公正証書遺言の作成手順	44

伙	
4	事業承継における遺言の役割4

5 株式を取得させる遺言の注意点51 おわりに ……………………52

はじめに

筆者の弁護士としての20余年の経験の中 でも、最近ますます人々の権利意識が高ま っており、相続に対して関心を持つ人も増 えているように感じる。そのような時勢を 受けてか、遺言を残す人も年々増えている ようである。

具体的には、以下の表のとおり、平成7 年から平成27年までの20年で、自筆証書遺

言の検認件数 (新受件数) は約2倍に、公 正証書遺言の件数はそれ以上に増加してい る。さらに、令和3年度の数字を見ると、 公正証書遺言は平成27年と似たような件数 で、言わば「高止まり」ともいうべき状況 である一方、検認件数は増加を続けている。 加えて、令和2年から始まった遺言書保管 制度の申請件数も、検認に近い数字に及ん でいることが分かる。

図表1 遺言の件数

	検 認	公正証書遺言	遺言書の保管申請
平成7年(1995年)	8,065件	46,301件	-
平成17年(2005年)	12,347件	69,831件	_
平成27年(2015年)	16,888件	110,778件	_
令和3年(2021年)	19,576件	106,028件	17,002件

(司法統計、日本公証人連合会ホームページ、法務省「遺言書保管制度の利用状況」より)

本稿では、このように一般的にも関心の 高まる遺言が、事業承継の場面でどのよう な意義を有するか、また、事業承継のため に遺言の作成においてどのような工夫が可 能かといった点を論じていくこととする。

1 遺言の種類

遺言の種類には、大まかに分けて「普通 方式」と「特別方式」の2種類がある。 「普通方式」は、自筆証書遺言、公正証書 遺言及び秘密証書遺言を指し、もう一方の 「特別方式」は、伝染病で隔離されている 場合等、普通方式による遺言を作成する余 裕がない場合に認められる遺言を指している。それらの中でも使われることが多いのが、「普通方式」のうちの自筆証書遺言と公正証書遺言であるので、以下では、これらの2つについて解説することとする。

(1) 自筆証書遺言

自筆証書遺言は、遺言者自らが作成する もので、最も簡易な方式の遺言と言える。 このような自筆証書遺言について、一般的 に言われるメリット・デメリットは以下の とおりである。

図表 2 自筆証書遺言のメリットとデメリット

メリット	デメリット
・いつでもすぐに1人で作れる。・費用がかからない。・秘密が守れる。	・方式不備等により無効となるリスクがある。 ・紛失や偽造変造の恐れがある。 ・自書できない人には作れない。 ・家庭裁判所の検認が必要である(民法1004①)。 ※自筆証書遺言の保管制度を利用した場合は、検認は不要。

自筆証書遺言は、紙とペンと印鑑さえあればいつでも作れる簡便な方式である一方で、方式不備により無効となったり、紛失してしまったり、そもそも相続人に発見してもらえなかったりといったリスクがあり、遺言者の遺志が実現しない恐れが大きいのが難点である。

さらに、自筆証書遺言の場合、法的知識 の十分でない遺言者が一人で作成すること もままあるため、相続開始後、実際に遺言 を執行しようという段階になって、解釈に 疑義が生じてしまうということも珍しくな い*1.

したがって、事業承継のように、確実に 後継者に財産が行くようにする必要がある 場合には、自筆証書遺言ではなく、多少の 手間とコストがかかったとしても、公正証 書遺言を作成しておくことを強く推奨した い。万一、やむをえない理由により自筆証 書遺言を用いることになった場合でも、法

^{*1} ただ、実は、公正証書であっても、解釈について争われてしまう例が全くないわけではなく(例えば、名古屋地判平成14年12月20日判タ1133号191ページの事案では、「財産」に債務が含まれるかが争われた。)、特に、税務を意識した遺言は、公証人や、弁護士等の専門家が関与していたとしても、期待はしづらいところであろう。

務局における自筆証書遺言の保管制度*2 は最低限利用すべきと考える。

(2) 公正証書遺言

公正証書遺言とは、公証人が遺言者の口

授をもとに公正証書として作成する遺言で ある。公正証書遺言についても、一般的に、 以下のようなメリットとデメリットがある と言われる。

図表 3 公正証書遺言のメリットとデメリット

メリット	デメリット
・方式不備等の不安がない。 ・紛失や偽造変造の心配がない。 ・家庭裁判所の検認が不要。 ・自書できない遺言者でも利用が可能である。	・証人 2 名が必要で手間もかかる。 ・費用が発生する。 ・秘密が守れない。

前述の自筆証書遺言のメリット・デメリ ットの裏返しであるが、やはり、手間がか かる一方で、安全で確実であるというとこ ろが最大のメリットであろう。また、自筆 証書遺言のところで述べたような解釈の不 分明という問題も生じにくいし、さらには、 公正証書にした場合の方が、後に遺言能力 が否定されるリスクが小さくなるというこ

とも言える*3。

公正証書遺言の具体的な作成手順につい ては、後記3で詳しく述べることとする。

遺言の内容

遺言で決められる内容については、法律 に定めがある。具体的には、以下のような ものである。*4

- ・遺産分割の方法の指定・指定の委託(民法908条)
- ・遺産分割の禁止(民法908条)
- ・相続分の指定・指定の委託(民法902条)
- ・遺贈(民法964条)
- ・祖先の祭祀主宰者の指定(民法897条1項但書)
- ・財団法人設立のための寄附行為(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律152条2項)
- 信託の設定(信託法3条2号)
- ・生命保険受取人の指定・変更(保険法44条)
- ·認知(民法781条2項)
- ・未成年後見人・未成年後見監督人の指定(民法839条、848条)
- ・遺言執行者の指定・指定の委託(民法1006条)
- ・遺留分侵害額請求に対する負担割合の指定(民法1047条1項2号但書)
- ・特別受益の持戻しの免除(民法903条3項)
- ・推定相続人の廃除・取消し(民法893条、894条2項)
- ・共同相続人の担保責任の減免・加重(民法914条)
- ・著作物の実名登録の申請をなすべき者の指定(著作権法75条2項)

^{*2} 平成30年の相続法改正の際に新設された制度で、法務局における遺言書の保管等に関する法律(遺言書保管法)に定めら れている。この制度を用いると、遺言書が破棄されたり紛失したりする心配が無くなるほか、家庭裁判所の検認(民法 1004①) が不要になるというメリットもある(遺言書保管法11)。

^{*3} 公正証書にした場合でも、遺言能力が無かったとして遺言が無効と判断された裁判例も存在するが、公証人が関わる分、 無効とされる可能性は相対的に低くなると思われる。

^{*4} なお、法律上の効果には欠けるものの、遺言者が相続人らに伝えたい内容を、「付言事項」として遺言の末尾に加えるこ ともよく行われている。

これらのうち、最もよく用いられるのが、 遺産分割方法の指定と遺贈である。遺産分 割方法の指定は、いわゆる「相続させる遺 言 | (平成30年相続法改正後の民法では 「特定財産承継遺言」と呼ばれる。) を含む 概念である。公正証書遺言を作成する場合 に、公証人に対して殊更に希望を出さない と、相続人に遺産を渡す場合は「相続させ る」との文言が選択されるのが一般的であ る。これには理由があり、かつては、不動 産の登録免許税が、遺贈よりも「相続させ る遺言 | の方が安かった時期があったこと と、そこに変わりが無くなった後も、遺贈 の場合、移転登記の申請に際して、登記義 務者(相続人ら)と権利者(受遺者)の共 同申請が必要であるのに対し(不動産登記 法60)、「相続させる遺言」により取得した 相続人は、単独で移転登記の申請が可能で あることも影響していたと思われる。しか し、令和3年不動産登記法改正により、相 続人に対するものに限り、遺贈の場合も権 利者による単独での登記申請が可能になっ た (同法63③)。したがって、両者の差異 は、以前より小さくなっているが、配偶者 居住権を遺言により設定する場合には、遺 贈によらなければならない等(民法1028① 二)、多少の違いは残っている。

その他、遺言執行者の指定も、重要な遺 言事項の一つである。特に、後述のとおり、 事業承継を目的とする遺言においては、後 継者が確実に株式や事業用資産を承継でき るようにすることが重要であるから、無用

なトラブルを防ぐため、専門家を遺言執行 者に指定しておくのが安心と思われる。

公正証書遺言の作成手順

続いて、上記で触れた公正証書遺言の作 成手順について解説する。

(1) 公証役場の選択

遺言の内容が固まり、公証役場に依頼し ようという段階まで来たら、どの公証役場 に依頼するかを決めなければならない。家 庭裁判所の手続のように、遺言者の住所等 による管轄はないので、例えば、北海道に 住む遺言者が、沖縄の公証役場に出向いて 遺言を作成してもらうことも可能であ る*5。遺言者が入院中であったりして、 公証役場に出向くことが困難という場合に は、公証人に、病院等まで出張してもらう ことも可能である。ただ、その分手数料が 増えてしまうし(出張費や交通費がかかる ほか、病床で公正証書を作成してもらった 場合は、「病床執務加算」として、遺言加 算を除いた目的価額に対する基本手数料が 5割増しになる。)、病院で作成した場合の 方が、後に遺言能力を問題にされるリスク も高まるので、可能ならば、公証役場に出 向いて作成してもらった方がよいであろう。

(2) 資料の準備

どの公証役場に依頼するかを決め、遺言 に関する依頼である旨を伝えると、揃える べき書類について具体的な指示がもらえる。

^{*5} 遺言書保管制度の場合、元々申請先が遺言者の住所地を管轄する遺言書保管所(法務局)等に限定されているほか、一度 保管を申請すると、その後は同じ遺言書保管所を利用しなければならないとされている(遺言書保管法4③)。これに対し、 公正証書については、そのような縛りはない。ただ、遺言の内容を変更したり、追加したりする場合は、同じ公証人に依 頼した方が、話はスムーズであろう。

一般的には、以下の書類が必要となる。

公正証書遺言作成のための必要書類(一般的なもの)

身分関係	・遺言者の印鑑証明書 ・《財産をもらう人が相続人である場合》遺言者と相続人との関係が分かる戸籍謄本・《財産をもらう人が相続人以外である場合》その人の住民票 ・証人の住民票又は運転免許証等の写し	
財産関係	《不動産》・登記簿謄本(全部事項証明書) ・固定資産評価証明書又は納税通知 《預貯金》・通帳 《有価証券》・証券口座の取引報告書等 《非上場株式》・対象会社の登記簿謄本(全部事項証明書) ・貸借対照表	

財産関係の書類は、公正証書に記載する 情報を公証人に提供するとともに、公証人 が手数料を計算する際の算定根拠にもなる (手数料の計算については後述)。

(3) 遺言の文案

筆者のような弁護士が公正証書遺言の作 成に関与する場合、弁護士の方で文案を作 成して公証役場に送付するのが通常である が、これは必須ではない。遺言の内容を箇 条書きにしたメモを公証役場に送り、それ を基に公証人に文案を作成してもらう方法 もあり、弁護士や司法書士が作成に関与し ない場合は、そのような方法の方が良いで あろう(ただし、事前に公証人の判断を仰 ぐ必要はある。)。

公証人に内容を伝えると、文案を作って 送ってくれる。それにコメントを付けて返 送し、完成版を作成してもらうことになる。

(4) 証人

公正証書遺言の作成には、2名の証人が

必要であり、適任と思う人に依頼をしなけ ればならない。その際、以下の者は証人適 格を欠くことになるので、注意が必要であ る。

- ・未成年者
- ・推定相続人と受遺者
- ・推定相続人・受遺者の配偶者と直系血族*6
- ・公証人の配偶者等

証人の適任者がいない場合には、公証役 場で紹介してもらうことも可能である。そ の場合は、公証役場が指定する金額の謝礼 (1万円程度の現金)を当日に支払うのが 一般的である。

(5) 手数料

公正証書にする場合の手数料については、 「目的物の価額」に応じて以下のように定 められている(公証人手数料令9及び別表)。

目的財産の価額	手数料の額
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円

^{*&}lt;sup>6</sup> 例えば、子が相続人である場合、その子供(孫)は推定相続人の直系血族であるため証人になれないが、孫の配偶者なら ば、遺言者の配偶者でも直系血族でもないため、証人になることが法律上は認められる。ただ、実務上は、そのような近 親者を証人にすることはあまりない。

1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1 億円まで	43,000円

- 1億円を超える部分については、以下の金額がそれぞれ 加算される。
- 1 億円を超え 3 億円まで (43,000円に) 5,000万円毎に 13,000円
- 3 億円を超え10億円まで (95,000円に) 5,000万円毎に 11.000円
- 10億円を超える部分 (249,000円に) 5,000万円毎に 8,000円

(日本公証人連合会ホームページより)

遺言の目的財産の合計額が1億円以下の場合には、上記の表に基づいて算出される手数料(以下「基本手数料」という。)に、「遺言加算」として、1万1,000円が加算される。

ここで注意しなければならないのは、例えば同じ預金3,000万円でも、渡し方によって基本手数料が変わってくることである。 具体的には、3,000万円を一人に遺贈するという内容であれば基本手数料は23,000円となるが、1,000万円ずつ3人に遺贈するという内容の遺言の場合には、17,000円×3人で51,000円となり、後者の方が基本手数料は高くなる。

また、公証人に出張してもらう場合には、 上記の基本手数料が5割加算されることが あることは前述のとおりであり(病床執務 加算の対象になる場合)、目的財産の価額 が大きい場合には、想定外に高額となって しまうこともある。その他、日当(1日2 万円、4時間まで1万円)と交通費(実 費)もかかる。さらに、上記に加え、若干 の謄本手数料等もかかる。

なお、最終的な手数料の金額は、通常、 公正証書の原稿を送ってもらう際に、公証 人から教えてもらえる。

以上が公正証書遺言の手数料の概観であるが、預貯金の場合はともかく、不動産や取引相場のない株式の場合に「目的物の価額」がどう決まるのか、評価が常に問題になる税務の仕事をしている税理士等からすると、非常に気になるところであろう。これについては、相続税等に適用される財産評価基本通達のような精緻な計算基準があるわけではなく、不動産については、固定資産税評価額で評価し、取引相場のない株式については、対象会社の貸借対照表に基づき、簿価純資産価額で評価されるのが一般的である。

また、評価基準時についても、公証人が 証書の作成に着手した時(公証人手数料令 10)と定められてはいるが、税務における ような厳密さは求められていない。

(6) 当日の手続

全ての準備が調ったら、遺言者、証人及 び公証人の都合を調整して日程を決め、公 証役場(出張してもらう場合には病院等の 出張先)に集まることになる。

そこでは、民法に定めた手続を進めて行くことになる。ここで手続違背があると、遺言の効力に影響するので、非常に大切なところではあるが、当然ながら、公証人にとっては慣れた仕事であるので、流れ作業のように進められて行くことが多い。

① 口授と筆記

民法上、遺言者が公証人に遺言の趣旨を伝え、公証人がその内容を筆記することになっている。ただ、実務上は、原稿ができあがった状態で公証役場に行くので、一から希望を述べることはまずない。

その代わりに遺言者が、「(原稿のとおり で) 間違いありません | 等と発言するこ とになる*7。もし、遺言者が口のきけ ない人の場合には、筆談や、通訳人を通 じて手話等で伝えることも認められてい る (民法969の2①)。

② 読み聞かせ又は閲覧

続いて、公証人が原稿の内容を遺言者 と証人に読み聞かせる。耳が聞こえない 遺言者の場合は、読み聞かせに代えて閲 覧させる方法を採ることも可能であるほ か(民法969三)、手話通訳を介すること も可能となっている (同法969の2②)。

③ 署名・押印

遺言者と証人は、筆記が正確なことを 承認した後、それぞれに署名押印をする。 遺言者の手の機能に障害がある等の場合 には、公証人がその旨を記載して署名に 代えることができる(民法969四)。また、 印鑑については、遺言者については実印 によることが求められるが、証人につい ては認印で問題ない。

その後、公証人が、方式に従って作成 された旨を付記して署名押印する。これ で、当日の手続は終了である。

(7) 原本の保管と公正証書遺言の撤回

公正証書遺言は、原本、正本及び謄本の 3 通が作成され、そのうち正本と謄本が遺 言者に交付される。原本は、遺言者の死亡 後50年、証書作成後140年又は遺言者の生 後170年間保存する取り扱いとされている ようである(日本公証人連合会ホームペー

ジより)。

加えて、遺言書を作成した事実が遺言検 索システムに登録されるので、遺言者の生 存中は遺言者本人が、遺言者死亡後は法定 相続人等の利害関係人が、それぞれ遺言の 有無を検索することが可能となっている。 この遺言検索の申出は、日本全国どこの公 証役場においても可能である。また、検索 しても遺言が見つからなかった場合には、 その旨の書類も発行してもらえる。

なお、自筆証書遺言の場合、遺言書の破 棄によっても遺言を撤回することが可能で あるが (民法1024)、公正証書遺言の場合 は原本を公証役場で保管しているので、こ の方法によることはできない。公正証書遺 言を撤回するには、新たな遺言書をもって 従前の遺言書を撤回するか、従前の遺言と 異なる内容の遺言を改めてする必要がある (ただ、実務上は、解釈に疑義が生じるこ とを避けるため、後者の場合も「従前の遺 言を撤回 | する旨を付記するのが通常であ る。)。

事業承継における遺言の役割

相続一般において、遺言は重要であるが、 筆者は、特にその役割が非常に大きい場面 が2つあると考えている。その一つは、残 された者の生活を保障する必要のある場合 である。例えば、高齢の配偶者のために、 居住用不動産を相続させる**旨の遺言を 残すような場合である。もう一つは、被相 続人が企業のオーナー又は個人事業主であ り、確実に事業を承継させる必要がある場

 $^{^{*\,7}}$ ただ、遺言者が頷いただけという事案では、遺言が無効と判断された例もあるので、ある程度明確な意思表示は必要であ

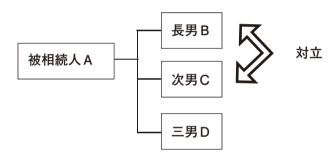
^{*8} 相続法改正により新設された配偶者居住権を取得させる方法もある。

合であり、本稿がテーマとする場面である。 株式や事業用資産が後継者にきちんと承継 されないと、事業が立ち行かなくなり、後 継者はもちろん、収入の面で依存している 親族や、従業員や取引先等にも影響が及び かねない。その意味で、事業承継において

は、遺言は必要不可欠のものと言ってよい。 以下、具体的な事例に基づいて、その意 義を考えてみたいと思う(なお、いずれの 事例も、過去に実在した事案に、筆者が創 作を加えたものである。)。

【設例1】会社の経営権をめぐって相続人間でトラブルが生じたケース

中小企業の甲社の社長Aには3人の子があり、いずれも甲社の経営に携わっており、株式も分散して いた。Aの生前から長男Bと次男Cの仲が悪く、Aが高齢になって実質的に経営から退くと、BとCの 対立に長男派の三男Dも加わって、相互に会社法に基づく訴訟を起こし合っていた。そのような折にA が亡くなり、Aの遺言がなかったため、今度は、A名義の株式をめぐって、遺産分割調停でも争うこと になった。



後継者が決まっている場合に、確実に後 継者が株式や事業用財産を承継できるよう にするために遺言が重要な意味を有するこ とになるが、設例1は、それ以前の問題と して、後継者が決まっていなかったケース である。このケースでは、後継者がはっき りしない上に、株式も分散していた時点で、 相続開始前から紛争の種があったと言える が、そこに、Aの遺言が存在しなかったこ

とで、相続人の対立がさらに深まることと なった。

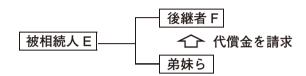
実際、兄弟間で、会社法上の紛争と、相 続に係る紛争の両方を繰り広げる例は珍し くない*9。そのようになってしまうと、 会社の存続さえ危ぶまれ、最終的に儲かっ たのは、訴訟等を代理した弁護士だけであ ったということにもなりかねない。

^{*&}lt;sup>9</sup> 東京家庭裁判所の建物に、一時、東京地方裁判所の商事部が入っていたことがあった(現在は、中目黒に庁舎がある。)。 当時、同じ当事者が家事事件と商事事件の双方で争っているケースで、代理人である弁護士同士が調整して、わざわざ同 じ日に期日を入れるなどということが実際に行われていた。

【設例2】後継者以外の相続人らが多額の代償金の支払いを求めた事案

代々続く非上場企業乙社の社長Eは、高額の相続税が課されることを懸念し、税理士に相談をして、 株価を下げるための対策を施していた。一方、後継者である長男Fが乙社の株式を含むEの財産を承継 することに、EもFも何の疑問も持っておらず、Eが遺言を残すことはなかった。

ところが、いざEの相続が開始すると、Fの弟妹らが、法定相続分相当の財産を取得する権利がある と主張し始めた。Fは、若干の代償金の支払いを提案したが、弟妹らはこれに承服せず、遺産分割調停 を起こした。調停では、乙社の株式の評価額が最大の争点となり、相続税評価額では、到底弟妹らは納 得しそうになかった。



設例2は、相続人の1人が後継者として 指定されていたケースである。このような 場合、当該相続人に株式等を確実に取得さ せ、他の相続人との間で紛争が生じないよ うに準備しておくことが必要であり、その 対策の一つとして、遺言を作成しておくこ とは必須と思われる。ところが、被相続人 Eは、相続税対策には注意を払っていたも のの、いわゆる「争族対策」には無頓着で あったようである。

筆者は、事業承継に係る業務を行ってい る税理士から相談を受けることも多いので あるが、そのような税理士らの話を聞いて いると、多くの経営者らが相続税には大き な関心を寄せる一方で、身内で相続紛争が 起きることを懸念する経営者は決して多く なく、さらに、実際に何らかの対策を講じ る経営者となると、その数はかなり限定さ れるようである。

設例2でも、Eの生前に遺言が作成され ることはなく、Fは、他の相続人らと遺産 分割協議をしなければならなくなった。も ちろん、遺産分割協議が必要になっても、 他の相続人らが納得すれば、Fがほとんど の遺産を取得し、他の相続人らは僅かな財

産のみを取得するというような内容の分割 協議を成立させることも可能であるし、実 際、そのような選択がとられることもある。 しかし、設例2では、他の相続人らが、法 定相続分相当の財産を取得することを希望 しており、そうなると、他の相続人らの譲 歩を引き出すことは相当に困難であると思 われる。結局、法律の枠組みの中で、支払 う代償金の額を減らすための主張をしてい く他ないことになるが、Fの立場で出来る ことは限られる。具体的には、以下のよう な対応を採ることが考えられる。

- ① 相続財産の評価額を可能な限り低くする。
- ② 他の相続人らの特別受益を主張する。
- ③ 自らの寄与分を主張する。

このうち、設例2では、①のうち、乙社 の株式の評価が争点になったということで ある。相続紛争で非上場株式の評価が争点 になる事案自体が稀であるが(実務上、そ の評価の困難性もあって、特に相続財産中 に占める割合が小さい場合は、相続税評価 額で双方が合意する例が多い。)、争いにな ると厄介である。評価が争点になることの 多い不動産のように、双方が不動産の取引 業者に作成してもらった査定書を擦り合わ

せて合意を探るというような簡易な方法を 採ることが難しいからである。もし裁判所 の鑑定に付すとなると、一般的に、その費 用は高額になる。後継者Fは、代償金の支 払い以前に、代理人の弁護士に支払う報酬 や高額な鑑定費用*10の負担を強いられた 上、最終的に決定する代償金の支払金額も、 鑑定次第で高額となる可能性がある。

そうなると、後継者Fの固有の財産を持 ち出したり、金融機関から借り入れをした り、乙社に自社株買いをしてもらう等の対 応が必要になるかもしれず、さらに、いよ いよ代償金の支払いが難しいという場合に は*11、乙社の株式を弟妹らに分散して取得 させざるを得なくなる恐れもある。

なお、遺産分割が成立するまでの間、株 式は相続人らで準共有することになる。例 えば、100株の株式があって法定相続人が

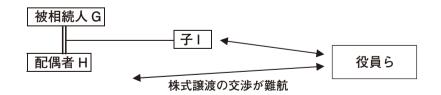
2名という場合、50株ずつを各人が保有す るのではなく、100株全てを2名で準共有 することになる。そして、株式を共有して いる場合、会社に対して株主としての権利 を行使するためには、権利行使者を定めて 会社に通知する必要がある(会社法106本 文)。この権利行使者の定めは、共有者の 持分価格の過半数で決するとされているた め (民法252①)、相続人が2人いてその相 続分が均等という場合、2人が対立すると 権利行使者を定めることができず、株主と しての権利行使が不能となる恐れもある。 設例2では、Fの弟妹らは、乙社の経営に は関心を持っていないと思われるため、権 利行使者をFとすることについて相続人間 で揉めることはないかもしれないが、ケー スによっては実際にあり得ることであるの で、ここで紹介しておく。

【設例3】親族外承継を予定するものの何らの対策がとられていなかったケース

丙社の創業者G(60代)が、突然の病気で亡くなった。法定相続人は配偶者H及び子Iの2人。この2 人を含め、親族は誰も丙社の経営に関わっていなかった。Gは生前、親族でない役員らに会社を継いで もらいたいと口にしていたが、未だ若かったこともあり、何らの対策も講じていなかった。

相続税の申告に向けて、税理士がGの財産を調べ始めたところ、会社への多額の貸付金等が あり、相続税の額が想定以上に大きくなることが分かった。また、他の役員らが、株式の取得を希望し たが、様々なやりとりをする過程で、Hらが役員らに不信感を持つようになり、株式の譲渡に向けた交 渉は難航した。

相続税の申告期限が迫る中、このままでは納税資金が調達できないと、税理士は肝を冷やした。



^{*&}lt;sup>10</sup> 通常は、法定相続分に応じて各当事者が負担する。したがって、Fが全額を負担するわけではないが、Fからすると、納 得の行かない支出であろう。

調停から審判に移行すると、代償分割を希望する者は、その支払能力を疎明しなければならない。

遺言の作成以前に、そもそも相続対策を 何ら講じていなかったという事案である。 相続対策は、あらゆるケースで必要なもの であろうが、設例のように、親族らが会社 に関わっていなかった場合には、事前の対 策を講じておくことはより重要となる。と いうのも、相続人らは、会社の実情が分か らず、相続人だと言われても混乱するばか りであるし、役員らには何ら法的権利がな いので、役員らが無事に会社を引き継げる 保証もないためである。この点、設例3の ように、役員らが相続人らから株式を買い 取るという選択肢もあるわけであるが、社 長の親族と役員らの間で人間関係が形成さ れていないと、相続開始後にトラブルが生 じてしまうことも、実際にあり得ることな のである。

このように、親族外承継を予定していた のに何らの対策を施していないと、親族外 の後継者と法定相続人の双方にとって、不 幸な事態が生じてしまう恐れがある。その 点、遺言があれば、それによって回避でき る部分もある。例えば、設例においても、 遺言で会社への貸付金等も含めた財産の詳 細が記載されていれば、どのような財産が あるか分からず相続人らが戸惑うという事 熊を回避し得たし*12、遺言(又は生前贈 与)により株式を後継者である役員に移転 するようにしておけば、相続人らと役員ら との間のトラブルも防ぐことができたであ ろう。

そういった意味で、遺言を残す意義は大 きいと言える。

以上のとおり、事業承継においては、そ のほとんどのケースで、遺言を残しておく ことは非常に重要であると考えられる。そ の際には、遺留分への配慮も不可欠である が、これについては、本紙別稿 竹川靖之 「事業承継の場面における遺留分と特別受 益 | で触れることとする。

株式を取得させる遺言の注意点

続いて、事業承継対策のための遺言のう ち、株式を相続させ、あるいは遺贈する場 合の注意点を2点挙げておく*13。

(1) 株式数

遺言で株式を相続させ、あるいは遺贈す る内容を記載する場合に、具体的な株式数 を入れることがある。ところが、遺言者が その後に株式を一部手放してしまったり、 株式の分割や併合等が行われたりして、相 続開始時においては遺言者の持株数が変わ ってしまっていることがある。その場合に、 株式を取得する者が複数いると、どう配分 すればよいのかが判然とせず、困った事態 となることがある。

そのような場合でも、例えば、株式の取 得者が全て法定相続人であれば、法定相続 人全員の合意により、遺言と異なる遺産分 割を行う余地もあるわけであるが、株式を 遺言で取得するはずであったのが法定相続 人以外の受遺者(例えば、実子の配偶者で 養子縁組をしていなかった者)であったよ うな場合には、当該受遺者が遺贈を放棄し て、法定相続人により遺産分割協議をやり

もっと言うと、Gの生前に相続対策を行っていれば、そもそも多額の貸付金を残すという選択をしなかったであろう。

^{*&}lt;sup>13</sup> 取引相場のない株式を遺言の目的とする場合、誰がどれだけの株式を取得するかによって、相続税評価額が大きく変わる 点にも配慮が必要であるが、本稿ではこの点については割愛する。

直すか(この場合、受遺者は株式を取得することはできない。)、遺言で解釈し得る範囲で株式を分配するほかないことになる。後者の場合、どのような解釈が可能かはケースバイケースであり何とも言えないが、いずれにしても、当事者間で、遺言の解釈に関する合意書等を作成することは必要であろう。

そこで、遺言で、遺贈あるいは相続させる株式の数を指定しておきたい場合には、 具体的な数ではなく、相続開始時に遺言者が保有する株式の2分の1等のように、割合で定めておいた方が無難であろう(なお、端数が出る場合の処理についてまで定めてあるとさらに親切である。)。

もちろん、株式数が変わった時点で、再 度遺言を作成し直しておけば、具体的な数 を指定しておいたとしても問題はない*14。

(2) 組織再編

遺言者が、遺言の対象とした株式を処分してしまった場合、当該株式に係る部分について、遺言を撤回したものとみなされる(民法1024)。譲渡等の処分が行われた場合はまだ、遺言との関係で問題があることに、遺言者自身が気付く余地があるかもしれないが、より問題なのが、組織再編が行われた場合である。

事業承継対策を考える過程で、グループ 会社間の組織再編を行う場合もあるかと思 う。そして、組織再編行為が行われた場合 に、組織再編前に遺言が作成されていると、 当該遺言の有効性が問題となる。例えば、「X社の株式を子に相続させる」という内容の遺言が作成された後に、株式移転により、遺言者がX社ではなく、その親会社の株式を保有することになった場合に、当該遺言はどうなるのかという問題である。この点、民法は、遺言の「目的である権利が遺言者の死亡の時において相続財産に属しなかったときは、その効力を生じない。」(同法996)として、基本的に無効となることを明示している。

そのため、遺言者としては、X社ではなく、その親会社の株式を対象として、遺言を書き直さなければならない。ところが、法人格が異なる会社であったとしても、当事者らはグループ全体を一体として見ているのが一般的であり、遺言の対象に変更があったということにも気付きにくい。したがって、遺言者自身の気付きを期待するのは困難であるので、組織再編に関わる専門家の方で、既に作成されている遺言がないか、あったとして、その遺言の内容に影響が及んでいないかをしっかり確認すべき必要がある。

おわりに

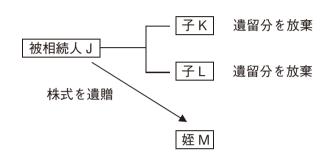
前述の4で、遺言がない場合にどのような問題が生じるかについて、具体的な事例を挙げて紹介したが、最後に、遺言を含めた対策がきちんと行われ、円滑な事業承継が実行された例を紹介し、まとめの言葉に代えることとしたい。

^{*&}lt;sup>14</sup> ただ、会社が行う株式併合等により株数が変わってしまった場合であると、その時点において、遺言者が十分な判断能力を有しているとは限らない。遺言者の判断能力が減退して、遺言を書き直すこと自体が難しくなっている可能性もある。この点は、(2)の組織再編の場合も同様である。意思能力の問題については、本誌別稿 石井亮「意思能力の意義とその対応」も参照のこと。

【設例4】 遺言を用いて円滑な事業承継を実現させたケース

丁社のオーナー社長であるJの推定相続人は子KとLの2人。Kは、学者の道に進んでおり、事業を継 ぐ意思はなく、もう一人のLも、Jと同居して、早くに亡くなった母親に代わってJの身の回りの世話を しており、仕事には就いていなかった。そこで、Jは後継者として姪のMを指定し、必要な措置を講じ ることにした。

具体的には、全株式(と相続税の納税資金相当の金銭)をMに遺贈する旨の遺言を残すこととし、た だ、KとLの遺留分があると、Mの地位が不安定になるので、KとLには、遺留分の放棄をしてもらった。 遺留分の放棄に先立って、KとLには幾ばくかの金銭を生前贈与し、さらに、Lについては、Jの死亡後 の生活を保障するため、遺言により、自宅を含む財産を相続させる旨を定めた。



遺言を含めた相続対策をしておき、円滑 な事業承継に成功した事案である。遺言に より、確実にMが事業を承継するように準 備をした上で、法定相続人であるKとLに も財産を残し、さらに、KとLに遺留分の 放棄をさせることで、相続開始後のトラブ ルも防ぐことができた(なお、遺留分につ いては、本紙別稿 竹川靖之「事業承継の 場面における遺留分と特別受益」を参照の こと。)。このような一連の対策は、円滑な 事業承継を期待する姪のMや丁社の関係者 にとって望ましいばかりでなく、「死亡後

も生活できるだけの財産をもらったLはも ちろん、変な期待や父親への不信感を持た ずに済んだKにとっても、良い選択肢であ ったように思われる。相続開始後に、関係 者が前向きな気持ちで事業を続け、また、 人生を歩んで行けるようにする、これこそ 究極の事業承継・相続対策であろうと思う。 なお、設例では、便宜上IからMに株式 を遺贈しているが、実務上は、法人版事業 承継税制を利用し、遺贈ではなく生前贈与 により株式を移転することも多いかもしれ ない。



間瀬 まゆ子 (ませ・まゆこ)

野村資產承継研究所 客員研究員

◆経歴 慶應義塾大学法学部法律学科卒

2000年 弁護士登録

2001年~2004年 鳥飼総合法律事務所 (多数の税務訴訟案件を扱う)

2005年 間瀬法律事務所開設

2010年~ 東京税理士会支部研修会講師

2016年~ 東京家庭裁判所 家事調停委員(専ら相続に係る調停を担当)

2023年 三浦法律事務所参画

◆関与した主な訴訟

・東京地裁平成17年10月12日判決(税資255号順号10156) 株式の譲受けが相続税法7条の低額譲受けに当たるが争われた事案

東京地裁平成20年10月24日判決(金商1307号55頁) 相続開始前の株式譲渡契約の効力を否定した課税処分が取り消された 事案

・東京高裁平成25年2月28日判決(税資263号順号12157) 財産評価基本通達の定める株式保有特定会社の判定基準の合理性が争 われた事案

◆主要な著書

《共編》

- ・高齢者の財産管理 モデル契約書式集 (新日本法規出版)
- ・税理士のための相続をめぐる民法と税法の理解 (ぎょうせい) 《共著》
- 事業承継の法律実務と税務Q&A (青林書院)
- ・ケーススタディ企業税務訴訟・審査請求 (新日本法規出版)